令和 5 年高島市教育委員会第4回定例会会議録(要旨)

- 開催日時 令和5年4月26日(水)開会 午後2時00分 閉会 午後2時51分
- 2 開催場所 高島市役所新館 2階 教育委員会室
- 3 会議次第

教育長あいさつ

令和5年第3回定例会会議録の承認

令和5年第3回臨時会会議録の承認

会議録署名委員の指名

議第21号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等)

議第22号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市スポーツ推進委員の委嘱)

議第23号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等)

議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市教育支援委員会委員の委嘱等)

議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等)

議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市学校給食運営委員会委員の委嘱)

議第27号 小中一貫教育を推進するための中学校区コーディネーターの任命について

議第28号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱等について

議第29号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について

報告第4号 高島市マキノ学童農園土に学ぶ里施設の設置および管理に関する条例施行規則

の一部改正について

報告第5号 高島市市民交流施設の管理運営に関する規則の一部改正について

報告第6号 令和5年度高島市小中学校教職員人事異動について

報告第7号 令和4年度高島市立学校学校評価について

4 出席委員

川島教育長、田邊委員、橋本委員、髙木委員

5 事務局出席者

木下教育総務部長、饗庭教育指導部長、熊地教育総務部次長(教育総務課長取扱)、山本教育総務部次長(市民会館長取扱)、竹井社会教育課長、小川文化財課長、森本市民スポーツ課長、野崎国スポ・障スポ大会推進課長、玉木図書館長、岡部学校教育課長、保木学事施設課長、川崎

学校給食課長、西川給食施設整備課長、松岡教育総務課主任、末綱同課主査

- 6 会議を傍聴した者 Ⅰ人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第4回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 田邊委員、橋本委員

議題の公開/非公開 議第28号の非公開を決定

議第21号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等)

【説 明】 竹井社会教育課長

本件は、高島市子ども読書活動推進協議会委員の委嘱等について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年4月1日に、別紙のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定により、これを報告し、承認を求めるものである。

令和4年4月 | 日から令和6年3月3 | 日までを任期とする当該協議会委員 | 0名のうち、5名の委員がそれぞれ所属する団体の改選等に伴い委員が交代することとなり、教育長が令和5年4月 | 日付けで交代のあった者を当該協議会委員として委嘱または任命したものである。

任期は、前委員の残任期間で令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となる。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第22号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市スポーツ推進委員の委嘱)

【説 明】 森本市民スポーツ課長

本議案は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5 年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

現在、就任いただいている高島市スポーツ推進委員の任期は、令和4年4月 | 日から令和6年3月3|日の2年間となっているが、令和5年4月 | 日付けで異動があり、別紙の | 名の方について変更があったことからご報告するものである。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第 | 項に基づき市のスポーツ推進に係る体制整備を図るため、スポーツ推進のための事業の実施や市民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導助言を行なっていただいている。

大鉢均氏は、平成 | 8年3月までの | 5年間、スポーツ推進委員の前進である体育指導委員を歴任され、地域の体育振興のためご活躍されていたことから適任であると判断し、このたび委嘱させていただいた。

任期は、残任期間である令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第23号 臨時代理につき承認を求めることについて (高島市スポーツ推進審議会委員の委嘱等)

【説 明】 森本市民スポーツ課長

本議案は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5 年4月1日に別紙のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。

現在、就任いただいている高島市スポーツ推進審議会委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間となっているが、令和5年4月1日付けで人事異動等があり、別紙の2名の方について変更があったことからご報告するもの。

森田円氏は、高島市スポーツ推進審議会規則第2条第 | 項第2号に基づく関係行政機関の職員から、村田秀俊氏は、同項第3号に基づくスポーツの推進に関する識見を有する立場から、それぞれ 委嘱または任命するものである。

任期は、残任期間である令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間である。

本年度は、本年3月に策定した第2期高島市スポーツ推進計画に係る実行計画の作成と前年度の評価等、市のスポーツ施策全般について、専門的な立場や高島市の実情に応じたご意見、ご提言をいただけるものと考えている。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第24号 臨時代理につき承認を求めることについて (高島市教育支援委員会委員の委嘱等)

【説 明】 岡部学校教育課長

本議案は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5 年4月1日に別紙のとおり臨時に代理しましたので、これを報告し、承認を求めるものである。

該当の委員は別紙に記載のとおりで、医師2名、学識経験者6名、関係教育機関の職員 | 3名、関係行政機関の職員4名の25名を委嘱または任命するものである。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。職務としては、中学校区、また、 市全体の教育支援委員会などにおいて、支援を必要とする子どもたちに応じた判定等をしていただ くこととなる。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第25号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島市立学校結核対策委員会委員の委嘱等)

【説 明】 保木学事施設課長

本件は、高島市立学校結核対策委員会規則第3条第 | 項の規定に基づき委嘱または任命している 結核対策委員 | 0名のうち、4名の委員から、令和5年3月3 | 日付けをもって辞任の申し出があ ったことから、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和 5年4月 | 日に新たに委員を委嘱または任命することについて、臨時に代理したので、同条同項の 規定によりこれを報告し承認を求めるものである。

該当の委員は、4号委員の高島保健所長、5号委員の市立学校の校長の2名のうち1名、6号委員の市立学校の養護教諭の2名の計4名で、令和5年4月1日付けの人事異動に伴い、それぞれ新たな委員を委嘱または任命したものである。

任期は、結核対策委員会規則第3条第2項に「委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と規定されていることから、残任期間である令和5年4月1日から令和5年5月31日までとしている。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第26号 臨時代理につき承認を求めることについて

(高島学校給食委員会委員の委嘱)

【説 明】 川崎学校給食課長

本件は、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により、令和5年 4月 | 日付けで | 3名の方を委嘱することについて、臨時に代理をしたので、これを報告し、承認 を求めるものである。

委嘱する委員は、高島市学校給食共同調理場設置条例第4条第2項の規定により | 号委員として各小中学校の校長職、2号委員として各小中学校の保護者の代表者、3号委員として公益の代表者と定められており、各所属団体からの推薦をもとに各校のバランスを考慮し、選出している。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっている。

なお、当委員会は、給食内容の調査研究や学校給食に関する重要な事項ならびに共同調理場の運営について審議いただくもので、学校給食に関する市の施策について、専門的立場や市の実情に応じた意見・提言をいただくこととなっている。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

議第27号 小中一貫教育を推進するための中学校区コーディネーターの任命について

【説 明】 岡部学校教育課長

本議案は、高島市小中一貫教育の実施に関する規則第3条第3項の規定に基づき、各中学校区の 学園長および統括校長からの推薦のあった者について、下記のとおり中学校区コーディネーターに 任命することに、議決を求めるものである。

先立って任命した学園長等と、今回委嘱した中学校区コーディネーターをもって推進会議を組織 し、本市の小中一貫教育の推進における諸課題を幅広く議論していくこととなる。

任期は、令和5年4月27日から令和6年3月31日までとなる。

【質疑等】

○橋本委員

6名の先生方には大変ご厄介になるが、各中学校区の学校をご自分の目で見ていただき、校長や教頭と連携をとっていただいて、その地域の子どもたち、地域学校協働体とつながるために、小中一貫で子どもに対して何が大事だということかをもう一度見つめなおしていただき、ポイントを絞って、そこのところに全力を尽くしていただきたい。最小の努力で最大の効果を。そうでないと、学校は持たないので。ポイントを絞り、一点集中型みたいなものでいっていただくように、教育委員会事務局としても、それを支える立場として環境づくりにご尽力たまわりたい。

○岡部学校教育課長

近々、小中一貫教育推進会議を開催予定なので、その場で今回ご助言いただいたことを伝え、推進してまいりたい。

【採 決】 可決

議第28号 高島市教科用図書選定委員会委員等の委嘱等について

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 可決

議第29号 高島市教科用図書選定委員会への諮問について

【説 明】 岡部学校教育課長

本議案は、令和6年度使用教科用図書の選定について、高島市教科用図書選定委員会に下記のと おり諮問をすることにつき、議決を求めるものである。 諮問する内容は、令和6年度に小学校において使用する教科用図書および令和6年度に小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について検討し、意見を答申することとしている。

【質疑等】

○橋本委員

意見だが、高島市は、端末を使った授業が多い。色んな教科書を見ていただいて、現場の先生が一番使いやすく、目の前にいる子どもたちにわかりやすい授業を仕組めるような、そういう思いを活かしていただきたい。選定の場面でも、先生方が本当に子どもたちにわかりやすいものを選ぶことができる、自由に選択できるという雰囲気づくり、環境づくりを事務局の皆さんにはお願いしたい。

○岡部学校教育課長

いただいたご意見は、担当にも伝え、進めてまいりたい。

【採 決】 可決

一括説明

報告第4号 高島市マキノ学童農園土に学ぶ里施設の設置および管理に関する条例施行規則の一 部改正について

報告第5号 高島市市民交流施設の管理運営に関する規則の一部改正について

【説 明】 竹井社会教育課長

本件は、公民館施設における陶芸窯の利用料の算定方法を統一したことにより、マキノ土に学ぶ 里研修センターおよび安曇川世代交流センターに係る施設の管理規則が一部改正され、令和5年4 月1日から施行されたので報告するものである。

一部改正の内容は、先月の臨時会でもご説明したとおり、素焼きから本焼き・窯出しまでを | 工程とし、これをまとめて | 工程当たり 2,000円としていた使用料を、素焼き | 回当たり 700円、本焼き | 回当たり 1,300円に分けて設定したものである。

【質疑等】 なし

報告第6号 令和5年度高島市小中学校教職員人事異動について

【説 明】 岡部学校教育課長

令和4年度末の内示により、この名簿にある教職員が市内の小中学校で勤務することとなった。 高島市外へは | 3人が転出し、市外から7人が転入となった。新規採用教職員については、小学校 教諭 | 0人、中学校教諭6人、事務職員 | 人の配置である。

この名簿にある64人が加わった新しい体制で、各校の組織力を高め、高島市の志の教育をさら に前進させてまいりたい。

【質疑等】 なし

報告第7号 令和4年度高島市立学校学校評価について

【説 明】 岡部学校教育課長

別冊資料のとおり、市内全ての学校評価をとりまとめた報告書を作成したので、報告する。マキノ東小学校から順に、中学校区ごとにとりまとめている。

ページの左から、評価項目(指導力点)に、指導の力点や柱をまとめ、指標の欄には、「何を(成果指標を)」、「どう変化させるか(目標)」、「どのように取り組んだか(取組指標)」を記載している次の、達成状況には、児童生徒、保護者の評価ならびに教職員の自己評価を、評定は、A~Dの4段階で評価し、その改善の方策についてまとめている。

学校関係者評価には、年度最後の学校運営協議会において評価していただいたものをまとめ、最 下段には、その評価を踏まえての改善点をまとめ、今年度の取組に生かしているところである。

【質疑等】

○田邊委員

今津東小学校の総評で、「天使のような子どもたちを求めている気がする。」というコメントは、 どういう経緯からきたものか。どこの部分を見てそういう評価になったのか。

○岡部学校教育課長

総評については、学校ごとに学校運営協議会の委員の方にコメントをお願いしており、そこを取り上げて表記しているものであるので、記載された委員のお気持ちであるかと理解している。

○田邊委員

表は、左側に指標到達目標の項とどのように取り組んだかということ、右側にそれを受けての改善方策を記載するという構成になっているが、到達目標と改善方策が同じ文面で記されている学校がある。改善方策の方には、取り組んだことに対する改善のための手段や手立てを記入していただくものかと思う。

○岡部学校教育課長

委員仰せのとおり、今後はより具体的に表記するよう指導を徹底してまいりたい。

閉会 教育長が第4回定例会の閉会を宣言